

## 答申書

(答申第20-1号)

平成20年8月27日

津幡町情報公開審査会

### 1 審査会の結論

津幡町議会議長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立の対象となった公文書につき、非公開とした決定は、妥当である。ただし、非公開決定に至る事由としては津幡町情報公開条例（平成12年津幡町条例第55号。以下「情報公開条例」という。）第6条第3号イに該当するためでなく、行政文書不存在のためとするべきである。

### 2 異議申立及び審査の経緯

#### (1) 公開請求の内容

異議申立人（以下「申立人」という。）は、情報公開条例第10条の規定により、実施機関に対し、平成20年1月17日に「平成18年度 ○○、○○、○○、○○議員の政務調査費の領収書。平成17年度 ○○、○○、○○、○○議員の政務調査費の領収書」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない理由を次のとおり付して、平成20年1月28日に申立人に通知した。

（公開しない理由）

情報公開条例第6条第3号イに該当

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであるため

#### (3) 異議申立

申立人は、平成20年3月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立を行った。

#### (4) 諮問

実施機関は、平成20年3月13日に、情報公開条例第18条の規定により、津幡町情報

公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立につき、諮問を行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立の趣旨

異議申立の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立の理由

申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 本件処分は、津幡町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年津幡町条例第22号。以下「町政務調査費条例」という。）及び津幡町議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年津幡町規則第31号。以下「町政務調査費規則」という。）の解釈、適用を誤ったものであり全部公開すべきものである。

イ 町政務調査費条例第9条で「政務調査費の交付を受けた議員は、収支報告書を作成し、これに証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない」とされており「実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供された」公文書には該当しない。

### 4 実施機関の主張要旨

(1) 町政務調査費条例第9条により、議員が議長に提出しなければならない文書は、「証拠書類の写し」を添えた収支報告書と規定されている。

(2) 収支報告書に添えられた証拠書類は、各支出項目について領収書に基づき議員自身が証明する「支払証明書」であり、議長はこれをもって収支報告書を正式に受理しており、町政務調査費条例の規定では証拠書類を「領収書」と明記しているものではない。

(3) 当該支払証明書の基となる領収書については、あくまでも議員が任意で提出しているもので、津幡町議会とは別の議員自身が取得、管理するものであるため、情報公開条例第2条第2号に規定するところの公文書とはいえない。

(4) また、任意で提出されたものではあるが、領収書には、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれており、情報公開条例第6条第3号イに該当する。

(5) 以上の理由から、本件請求文書に対して公文書非公開決定を行ったものである。

### 5 審査会の判断理由

(1) 本件請求文書の性格等について

ア 本件請求文書は、平成17年度及び平成18年度における〇〇、〇〇、〇〇、〇〇議員の政務調査費の交付を受ける際に町議会議長に提出する収支報告書に添付される領収書のことである。

イ 町政務調査費条例第9条第1項によれば、政務調査費の交付を受けた議員が議長に提出するものとして「証拠書類の写し」を添えた「収支報告書」ということになっており、「領収書」とは明記されていないので、実施機関では「証拠書類の写し」として議員自身が作成する「支払証明書」を正式に受理している。ただし、実施機関職員からの意見聴取によれば、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書の提出時に議長が支払証明書の内容を確認するものとして、領収書原本も添えられて提出されていたとのことである。

ウ 町政務調査費規則第7条によれば、「議員は、条例第7条に規定する使途基準に従って支出した政務調査費について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」とされており、議長の確認用として提出された領収書原本については、原本であるということから「証拠書類の写し」として提出されたものではなく、議員自身が管理すべき文書であることは明らかである。

エ 領収書原本は、本来議員本人が保存及び管理しなければならないものであるが、慣例として議長個人の下でそのまま預かっている形となっているとのことであり、町政務調査費規則の規定とは異なった運営を行っていることは否めない。

オ しかし、「領収書」については、実施機関としては正式な証拠書類として受理しておらず、情報公開条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」で、「決裁又は供覧等の手続きが終了し、当該実施機関が管理している」公文書であるとは言いがたい。

カ 以上により、本件請求文書については、公文書として実施機関が管理していないものであると認められる。

(2) 情報公開条例第6条第3号イの該当性について

実施機関は、本件公開請求に対して、法人のその他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供されたものであるため情報公開条例第6条第3号イに該当するとして本件処分を行ったが、上記(1)にあるとおり本件請求文書については、情報公開条例第2条第2号に規定する公

文書としては存在しないため、本件処分の非公開事由については改めて検討する余地はないものである。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、本件処分に係る判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上の理由により、審査会は、1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 6 附帯意見

審査会において、政務調査費の領収書の保管等のあり方について論議したので、以下その結果を踏まえ意見を附する。

領収書は、支払証明書の作成等における基礎となるものであるため、現在のように任意ではあるが、原本をそのまま議長のもとに預けているが、本来議員自身が管理すべきものであり、実施機関である議長が管理すべきものではない。今後は、領収書原本については各議員自身に責任を持って保管させるべく、議長は確認終了後は直ちに議員に返却することを望むものである。

一方、時代の流れとして政務調査費制度の情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、町政務調査費条例改正等について議会自らが検討されることを期待したい。

## 7 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

平成20年 3月13日	諮問書を収受した。
平成20年 6月16日	第1回目の事案審議を行った。
平成20年 8月 6日	第2回目の事案審議を行った。 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成20年 8月27日	第3回目の事案審議を行った。